

令和4年度 由利本荘市木造住宅耐震改修補助事業のご案内

◆事業概要

地震による建物の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を守るため、住宅の耐震改修を行う者に対し、市がその費用の一部を補助するものです。

◆補助対象住宅

- (1) 由利本荘市内に存する※1 木造戸建住宅
- (2) 耐震診断の結果を受けて、耐震改修が必要と判断された住宅
- (3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された※2 木造戸建住宅
- (4) 過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けたことがない木造戸建住宅

※1：店舗兼住宅（店舗部分の床面積が、延床面積の 1/2 未満のもの）、貸家（借入人の同意を得たもの）を含む

※2：増築部分（平成 12 年 5 月 31 日までに着工したものかつ、延床面積の 1/2 未満のもの）を含む

◆補助対象者

耐震改修	(1)耐震診断を行った結果、上部構造評点が 0.7 未満のもの（特定行政庁から住宅等に対する耐震改修等の勧告を受けたものを含む）で、耐震改修後の上部構造評点が 1.0 以上となるよう補強を行うもの (2)補助対象住宅を所有する個人であること（実質的に所有していると認められる場合を含む） (3)過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けたことがないこと (4)補助対象者及び同居する世帯が、本市の市税等を滞納していないこと
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆補助対象経費及び補助限度額

区 分	補助対象経費の内容	補助限度額 (1戸あたり)
耐震改修	木造住宅の耐震改修に要する費用の 23% (千円未満切り捨て)	300,000 円

◆受付期間・募集戸数

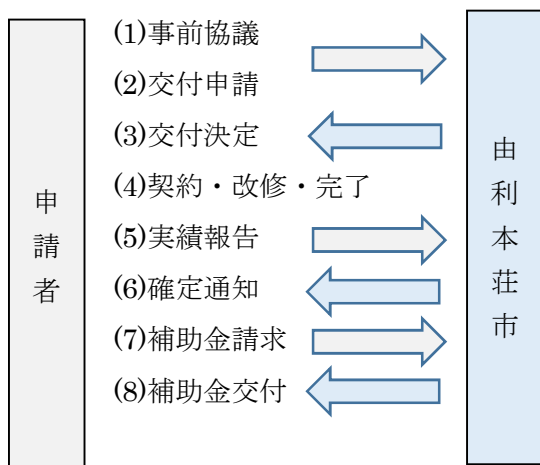
受付期間：令和4年6月1日（水）～ 令和4年12月23日（金）

募集戸数：1戸（募集戸数に達した時点で受付終了します。）

※裏面もご覧ください

◆手続きの流れ

(耐震改修)



(1)事前協議

補助を申請される前に、市の担当部局（建設部建築住宅課）との事前協議が必要となります。また、改修業者の選定（補強設計、工事見積書の作成）も必要となります。

◆必要書類

(1) 補助金交付申請時

- ①由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- ②対象住宅の現況がわかる書類（付近見取図、配置図、平面図、立面図、写真、その他）
- ③特定行政庁からの勧告を受けた書類
- ④対象住宅の着工時期及び所有権が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、登記確認通知書、固定資産課税台帳、その他）
- ⑤耐震改修計画書（上部構造評点が1.0以上となることが確認できる書類）
- ⑥耐震改修に要する経費の見積書（写し）
- ⑦耐震診断結果報告書（写し）
- ⑧対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本
- ⑨納税等状況調査同意書（特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書を含む）
- ⑩対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修の実施に係る同意書
- ⑪委任状（補助対象住宅の所有者本人が申請できない場合）*印鑑登録証明書が必要
- ⑫その他市長が必要と認めるもの

(2) 耐震改修完了時

- ①耐震改修完了実績報告書（様式第8号）
- ②耐震改修結果報告書
- ③対象住宅の補強後がわかる書類（付近見取図、配置図、平面図、立面図、写真、その他）
- ④耐震改修に係る契約書（写し）
- ⑤耐震改修に要した経費の領収書（写し）
- ⑥その他市長が必要と認めるもの

(3) 補助金額確定時

- ①請求書、支払口座の通帳写し

◆その他

- (1) 補助金の交付決定前に、補助対象住宅の改修等（契約を含む）を行ったものは補助の対象外となりますのでご注意ください。
- (2) 補助対象住宅の改修等は、年度内（3月31日まで）に完了し実績報告書等を提出する必要があります。

【お問い合わせ・受付窓口】

由利本荘市建設部 建築住宅課（住宅班）

〒015-0801 由利本荘市美倉町27-2（由利本荘市第二庁舎1F）

TEL 0184-24-6334 FAX 0184-24-1599

E-mail : kentiku@city.yurihonjo.lg.jp